

住宅建設等促進及び 危険廃屋解体撤去促進事業のお知らせ (町内事業者で新築すると、300万円助成！)

◎新築・購入・建替え事業

町内に新たに住宅を新築する方、または建築後1年以内で、居住の用に供していない住宅を購入する方、並びに自己所有の住宅を有している方が、自己の居住の用に供するため、住宅を建築または購入した場合に助成いたします。

○助成対象者

- ・町内に現に住民登録している方及び移住しようとする方で、住宅を新築、購入、建替え、中古住宅及び土地を購入する方
- ・町内に自己所有の住宅を有している方が、自己の居住の用に供するため購入、建替え及び中古住宅を購入する場合には、現に所有する住宅を取り壊し、または住宅以外に転用する方

○助成額

新築、購入または建替え住宅は、新築費、購入費または建替費の10%以内で助成【助成限度額】100万円（内30万円は南富良野町商工会商品券）

ただし、町内に本社を置く事業者を利用し、新築する場合（町内に本社を置く事業者が新築請負業務の全てを再委託（下請負）した場合は除く）は、300万円を限度に助成（内100万円は商品券）

○受付期限 随時受付

◎住宅リフォーム助成事業

町内事業者を利用して住宅リフォームを行う方で、補助対象となるリフォーム経費が30万円以上になる場合は、住宅リフォーム助成制度を利用できます。

なお、財政負担の平準化を図る為に助成総額を定めているため、申請者が多数の場合は助成率が下がる場合があります。

つきましては、助成要件及び申請受付期日は次のとおりです。

- ### ○助成対象者
- ・自己の所有する住宅をリフォームする方（マイホーム助成を受けた方で10年を経過した方は助成対象になりません）
 - ・個人または法人が所有する一戸建て住宅を賃貸する目的でリフォームする方（職員住宅として利用する場合は助成対象外になります）

※税金及び公共料金の滞納がある場合は、助成を受けられません。

○助成額 対象となるリフォーム経費の1/2以内を助成【助成限度額50万円】

◎危険廃屋解体撤去促進事業

町内事業者を利用して危険廃屋等の解体撤去を行う方で、補助対象になる解体撤去経費が30万円以上になる場合は、危険廃屋解体撤去助成制度を利用できます。

なお、財政負担標準化を図るために助成総額を定めているため、申請者が多数の場合は助成率が下がる場合があります。

- ### ○助成対象者
- ・危険廃屋を所有する個人（個人が所有する建物で、事業用または事業関連用として使用していたものまたは、過去に事業用または事業関連用として使用していたものを除きます）または、危険廃屋の所有する個人から当該危険廃屋の解体撤去について、委任を受けた者で、町内業者を利用して解体撤去する者。ただし、複数人で共同所有する場合は、共有者間で代表を選出した方とします。
 - ・税金及び公共料金の滞納がある場合は、助成を受けられません。

○助成額 対象になる危険廃屋解体撤去経費の1/2以内を助成【助成限度額50万円】

<住宅リフォーム助成・危険廃屋解体撤去事業共通>

- ### ○申請書
- 申請される場合は、企画課企画振興係までお問い合わせください。

また、町のホームページに様式を掲載しています。

- ### ○事業着手
- 助成を受ける場合には、事前に事業認定を受ける必要があります。期限までに申請を受付けた書類を審査し事業認定を行いますので、事業認定後の事業着手になります。

- ### ○受付期限 7月22日（金）

広報みなみふらの

お知らせ版

2022. 7. 1

No.500

国民年金保険料の免除申請のお知らせ

7月より国民年金保険料の令和4年7月分から令和5年6月分までの免除申請ができます。

国民年金は納付済期間等が10年間（120ヵ月）以上あることが支給要件で、1ヵ月でも期間に満たない場合は原則として年金が支給されません【最長加入期間は40年間（480ヵ月）】。

また、未納期間がある場合は障害基礎年金や遺族基礎年金の支給を受けられなくなることがありますので、納付が困難な方は下記の免除制度をご利用のうえ、未納期間を作らないようご注意ください。

○免除制度の種類・納付額・老齢基礎年金額への反映割合

免除の種類	納付額	反映割合	納付期間への反映
全額免除	0円	満額納付者の2分の1	承認された期間は全て反映されます。 ただし、納付額を納付した場合に限ります。
4分の3免除	4,150円	満額納付者の8分の5	
半額免除	8,300円	満額納付者の8分の6	
4分の1免除	12,440円	満額納付者の8分の7	

※納付額については、令和4年度の月額保険料（16,590円）を基に算出しています。

○特例制度の種類・対象・反映

制度の種類	対象となる方	年金額への反映割合	納付期間への反映
学生納付特例	1年以上在学する方	なし	承認された期間は全て反映されます。
納付猶予	50歳未満の方		

○免除申請・納付猶予・学生納付特例は2年1ヶ月前までさかのぼって申請することができます。

※令和4年7月中は令和2年6月分から令和5年6月分までの申請が可能です。ただし、学生納付特例は令和2年6月分から令和5年3月分までになります。

※国民年金保険料の産前産後期間の免除制度について

国民年金第1号被保険者が出産した場合に、出産前後の一定期間の国民年金保険料を免除させる制度が平成31年4月から開始されました。産前産後免除の期間は年金を受ける為の期間として計算される上、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

○申請手続

免除申請をされる方は「年金手帳」または、基礎年金番号通知書を持参願います。

学生納付特例を申請される方は「学生証の写し」または「在学証明書」を併せて持参のうえ総務課戸籍年金係までお越しください。

○注意事項

原則として納入義務者全員の住民税の申告を行ってください。

制度の種類	納入義務者の順位
全額免除・一部免除	①被保険者②世帯主③配偶者
学生納付特例	①被保険者
納付猶予	①被保険者②配偶者

●申請・問い合わせ先：総務課戸籍年金係 ☎ 52 - 2144

7月17日は「北海道みんなの日」

○北海道の価値を見つめ直し、これからの北海道を考える日

1869年（明治2年）、北海道の名付け親とされる松浦武四郎が、明治政府に「北加伊道（ほっかいどう）」という名称を提案した7月17日は「北海道みんなの日」、愛称「道みんなの日」です。

北海道の魅力と価値を再発見し、北海道を誇りに思う心を育み、より豊かな北海道を築き上げることを期する日として平成29年に制定しました。

この日をきっかけに、道民の皆さまには北海道に愛着や誇りを持っていただき、北海道の魅力を発信する機会としていただければ幸いです。

●問い合わせ先：北海道環境生活部くらし安全局道民生活課青少年係 ☎ 011 - 204 - 5663

令和5年度上川管内町村等職員及び南富良野町職員採用資格試験のご案内

上川管内各町村では、令和5年度の職員を採用するため、共同試験を下記1により実施いたします。また、この共同試験では、南富良野町職員の募集も行っていますので、下記2の募集内容をご確認ください。

1. 上川管内町村等職員採用資格試験

- ・日 時 9月18日(日) 8時45分までに会場へ集合
- ・試験会場 旭川市ときわ市民ホール(旭川市5条通4丁目)
旭川勤労者福祉会館(旭川市6条通4丁目)
- ・試験区分 高校卒・大学卒・社会人
- ・受付期間 7月1日(金)から8月5日(金)まで(土日・祝日除く)
- ・受付場所 受験を希望する町村役場等及び上川町村会事務局

※各町村ごとに採用予定職種が異なりますので、町村等のホームページ等や職員採用担当にご確認ください。

2. 南富良野町職員等採用の募集内容

一般行政職(高校卒・大学卒)2名

※高校卒には、専門学校と短大卒を含む

※受験資格など試験の詳細は下記問い合わせ先までご連絡ください。

●問い合わせ先：総務課総務係 ☎52-2112

障害年金制度のお知らせ

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やケガで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金(一時金)を受け取ることができる制度があります。

また、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

※障害基礎年金または障害厚生年金(障害等級1級・2級限る)を受け取る方は、国民年金保険料が免除されます(国民年金保険料の法定免除制度)。

○障害基礎年金

国民年金に加入している間、または20歳前(年金制度に加入していない期間)、もしくは60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間)に初診日(障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日)のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表(1級・2級)による障害の状態にあるときは障害基礎年金が支給されます。

※障害基礎年金を受け取るためには、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること(保険料納付要件)が必要です。ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。

(1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること

(2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

○障害厚生年金・障害手当金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは3級の障害厚生年金が支給されます。

なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受け取るよりも軽い障害が残ったときには障害手当金(一時金)が支給されます。

※障害厚生年金・障害手当金を受け取るためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

●問い合わせ先：総務課戸籍年金係 ☎52-2144

マイナンバーカードのオンライン申請及び申請のサポートのお知らせ

令和4年7月10日(日)に行われる参議院議員通常選挙の期日前投票期間中に、マイナンバーカードの申請サポート時間を延長します。

マイナポイント第2弾の申込みが6月30日午後より開始され、ポイント対象となるマイナンバーカード申請期限は、本年9月末となっています。

ぜひ、この機会にマイナンバーカードを申請ください(マイナポイント第2弾の付与方法は、決定次第お知らせします)。

○申請サポート延長期間

総務課窓口 7月9日(土)まで

平日・土日:8時30分から19時00分まで

○交付申請書を紛失した方など

交付申請書を紛失した方または住所及び氏名が変更となった方は、本人確認書類と通知カードをお持ちいただければ、申請書を再発行することができます。

マイナンバーカードの取得・公金受取口座の登録をして、 マイナポイントを受け取ろう!

最大2万ポイント(2万円分)もらえる「**マイナポイント第2弾**」※の申込・ポイント獲得にマイナンバーカードの取得・公金受取口座の登録が必要です。

※下記②③の各7,500円相当のポイントは、6月30日から申込開始です。

マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードが必要です。

マイナポイント第2弾 対象者	ポイント付与数	付与方法	ポイントの 申込期間	ポイントの対象となる カード申請期限
①マイナンバーカード新規取得者等 ※マイナンバーカードの既取得者のうち、マイナポイント第1弾の未申込者を含む。	最大 5,000円相当	20,000円のチャージ又はお買い物に対し、最大5,000円相当のポイント付与	令和4年1月 ～令和5年2月末	令和4年9月末
②健康保険証利用申込 ※既登録者及び利用申込みを行った者を含む。	7,500円相当	直接付与方法(チャージ又はお買い物は不要)	令和4年6月30日 ～令和5年2月末	
③公金受取口座登録	7,500円相当			

マイナポイント第2弾の申込方法等について、詳しくは、「マイナポイント事業」で検索を

●マイナンバーカード申請・問い合わせ先:総務課戸籍年金係 ☎52-2144

マイナポイント申込み・問い合わせ先:総務課総務係 ☎52-2112

放送大学入学生を募集

放送大学は、10月入学生を募集しています。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。

※詳しくは資料を郵送で送付させていただきますので、お気軽に下記、資料請求・お問い合わせ先までご連絡ください。

○受付期間

第1回募集:8月31日(水)まで(受付中)

第2回募集:9月1日(木)から9月13日(火)まで(申し込みは、郵送またはインターネットで受け付けています)

※放送大学ホームページ:https://www.ouj.ac.jp

●資料請求(無料)・問い合わせ先:〒070-0044 旭川市常盤公園(旭川市常盤館内)

放送大学北海道学習センター 旭川サテライトスペース

☎0166-22-2627

一定面積以上の土地取引には届出が必要です

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

○届出が対象となる面積

1万㎡以上

○届出者

土地の権利取得者（買主等）

○届出期限

契約締結日から2週間以内

※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。

○提出書類（各3部）

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- ・土地及びその付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面
- ・土地の形状を明らかにした図面
- ・委任状（代理人が届出をする場合）

○罰則

届出をしないと法律で罰せられることがあります。



●届出・問い合わせ先：企画課企画振興係 ☎ 52 - 2115

令和4年度第1回北海道障害者職業能力開発校見学会のお知らせ

北海道障害者能力開発校では、各課の訓練内容、応募・選考方法、入校経費及び寮生活などについて、広く一般の方をはじめ、入校希望者や保護者等の皆さまに理解を深めていただくことを目的として、下記のとおり見学会を開催します。

つきましては、見学会に参加される方は、下記北海道ホームページより「参加申込書」をダウンロードしていただき、必要事項記入の上、下記申込み・問い合わせ先までFAXで申込みくださいますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、当日来校時には検温、手指消毒、マスクの着用をお願いします。

○日時：7月24日（月）13時30分から15時30分

○場所：北海道障害者職業能力開発校（砂川市焼山60番地）

○対象者：一般見学の方、養護学校・支援学校・高等学校の在校生（学年問わず）、保護者、教職員、障がい者関係機関等

○日程

項目	時間	内容
受付	13:00～13:30	正面玄関ホールで受付
概要説明	13:30～13:50	訓練内容、応募・選考方法説明等
校内見学	13:50～15:05	①コース：全科目（※）及び寮見学 ②コース：総合実務科及び寮見学
質疑応答	15:05～15:30	質疑応答

※総合ビジネス科、プログラム設計科、CAD機械科、建築デザイン科、総合実務科

○締切日 7月19日（火）まで

※障害保障が必要な方は、手配の都合がありますので、7月11日（月）までに申込みをお願いします。

○その他 上履きは必要ありません。

※北海道ホームページ：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssk/>

●申込み・問い合わせ先：北海道障害者職業能力開発校 ☎ 0125 - 52 - 2774

FAX 0125 - 52 - 9177

まちのカレンダー

2022

7

ふみづき
文月



◎運転免許証更新時講習は、新型コロナウイルス感染症予防に伴い、人数制限を実施しています。希望日の講習を受けられない場合がありますので、日にちに余裕を持った更新手続きをお願いします。定員に達した講習はいかなる事情があっても受講できませんのでご了承ください。
●問い合わせ先：富良野警察署（☎ 22 - 0110）

	日	月	火	水	木	金	土	
行事・保健	開催会場			お忘れなく！ 納期限は8月1日(月)です！ ・町道民税（第1期） ●総務課税務係 ☎ 52-2101 ・後期高齢者医療保険料（第1期） ●保健福祉課介護医療係 ☎ 52-2211				16
	みな 保健福祉センターみなくる 人材 富良野地域人材開発センター 北除 北落合除雪管理センター 下多 下金山地区多目的センター 金コ 金山地区コミュニティセンター 落多 落合地区多目的センター 地交 地域交流スペース（幾寅保育所内） 役大 役場大会議室 幾診 幾寅診療所 金診 金山診療所 町体 町民体育館 情プラ 情報プラザ けん三 けん三のこたば館クリニック							
	ごみ収集日 A～北落合・落合・東鹿越・金山・下金山地区 B～幾寅地区 リサイクル①～空き缶・古紙類 リサイクル②～ペットボトル・あきびん							
行事・保健	17	18 海の日	19 ふれあいルーム 地交 9:30→12:00 13:00→16:00 乳幼児予防接種 金診 14:30→15:00	20 ふれあいルーム 地交 9:30→12:00 13:00→16:00 乳幼児予防接種 幾診 11:30→12:00 けん三 13:30→13:45	21 ふれあいルーム 地交 9:30→12:00 13:00→16:00 千里大学 みな 10:00→	22 ふれあいルーム 地交 9:30→12:00 13:00→16:00	23	
ごみ収集日		A 一般(可燃) B 生	B 一般(可燃)	A 生・プラ B プラ	B リサイクル②	A リサイクル② B 生	A 生	
行事・保健	24	25 ふれあいルーム 地交 9:30→12:00 13:00→16:00 運転免許証更新時講習 人材 違反 13:00→	26 ぷっこクラブ 地交 9:30→11:30 乳幼児予防接種 金診 14:30→15:00	27 ふれあいルーム 地交 9:30→12:00 13:00→16:00 乳幼児予防接種 幾診 11:30→12:00 けん三 13:30→13:45 「生活・仕事」相談会 みな 13:00→14:50 ●予約先「かみかわ生活安心センター」 ☎ 0166-38-8800	28 ふれあいルーム 地交 9:30→12:00 13:00→16:00	29 ふれあいルーム 地交 9:30→12:00 13:00→16:00	30 第51回かなやま湖湖水まつり 11:00→「開会」 20:00→「花火」	
行事・保健	31							
ごみ収集日		A 一般(可燃) B 生	B 一般(可燃)	A 生・プラ B プラ	A B 一般(不燃)	B 生	A 生	